

福山市生活困窮者自立支援団体等活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 生活困窮世帯等に対し、自立相談支援機関（福山市生活困窮者自立支援センター）と連携して物品支援等を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体において、新型コロナウイルスの感染拡大及び物価高騰が、その活動に影響を及ぼしていることから、多様な生活支援ニーズに対応できるよう、経営基盤強化を始め、食材や日用生活用品等の必要な経費の一部を予算の範囲内において福山市生活困窮者自立支援団体等活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、令和4年度（令和3年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱、広島県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則（昭和41年5月1日規則第17号）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施場所)

第2条 この事業の実施場所は、福山市内とする。

(対象団体の要件)

第3条 補助金の対象団体は、生活困窮者等を対象とした居場所づくりや見守り支援等を活動目的とするNPO法人や社会福祉法人等の民間団体で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 団体規則、会則等により組織及び運営に関する事項を定めていること。
- (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体であること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反する団体でないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 活動において、新型コロナウイルス感染症対策を講じていること。
- (7) 安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
- (8) 法人の場合は、市税の滞納がないこと。
- (9) 自立相談支援機関（福山市生活困窮者自立支援センター）と連携していること（今後連携を予定している場合を含む。）。
- (10) 生活困窮者支援体制を構築するための福山市生活困窮者自立支援会議において、支援を行うことが必要と認められること。
- (11) 補助対象経費において、他の国庫補助金等を活用していないこと、又はその予定がないこと。

(対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業は、次に掲げる事業とする。ただし、収益事業として実施するものは除くこととする。

- (1) 生活困窮者等の自立支援に資する事業
- (2) 子どもの状況把握・見守りを行う事業
- (3) 食事又は食材の提供（配達を含む。）を行う事業

- (4) 基本的な生活習慣の習得や生活指導を行う事業
- (5) 学習習慣の定着等の学習支援を行う事業
- (6) その他子どもの健全育成に資する事業

(補助対象経費及び補助内容)

第5条 補助の対象となる経費は、この要綱の施行日から2023年(令和5年)3月31日までに支出する経費であって、次に掲げるもの(他の国庫補助金等の補助を受けていないものに限る。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 経営基盤の強化に資することが認められる経費

- ア アドバイザーなど専門家派遣に係る経費
- イ 冷房機器、食料保存等に関する備品購入費(冷蔵庫、パントリー等)
- ウ 通信環境整備(Wi-Fi設置等)に係る経費及び通信料
- エ 居場所づくりに必要となる会場借上げ料

(2) 団体活動に係る食材や日常生活用品等の物品購入費等、当面の活動に必要と認められる経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、支援活動を実施するうえで、市長が特に必要と認める経費

2 交付額は、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。

4 交付額は、1団体当たり50万円を上限とする。ただし、第1項第2号に定める経費については10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の必要性の検討及び審査)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、福山市生活困窮者自立支援会議に対し、当該申請事業実施の必要性について検討するよう依頼する。

2 市長は、福山市生活困窮者自立支援会議の検討結果及び当該申請書類に基づき、補助金交付の適否について審査する。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第2項による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は前項の規定による交付の決定を行う場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用してはならないこと。

(2) 補助事業の内容又は予算の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をするときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするときは、市長の承認を

受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業により取得し又は効用の増加した機械、器具等の財産で、取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間（当該期間が 10 年を超える場合は、10 年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(7) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管すること。

3 市長は、前項に定める条件のほか、補助事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。

4 補助金は、第 1 項に規定する通知を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）からの交付請求に基づき、原則として概算払いにより交付する。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付団体が補助対象団体でなくなったとき。

(2) 前条第 2 項各号に掲げる条件に違反したとき。

（事業計画の変更）

第 10 条 補助金交付団体は、第 8 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業計画の中止又は廃止）

第 11 条 補助金交付団体は、第 8 条第 2 項第 3 号の市長の承認を受けようとするときは、事業計画中止・廃止承認申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助金交付団体は、事業完了後 1 か月以内に、事業報告書（様式第 7 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 4 月 30 日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（交付額の確定等）

第 13 条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、書類の審査及

び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により、当該補助金交付団体に通知するものとする。

- 2 補助金交付団体は、前項に規定する通知に基づく補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。
- 3 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助金交付団体に命じ、又は当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を当該補助金交付団体に命ずるものとする。

（届出の義務）

第14条 補助金交付団体は、その事務所の移転、名称若しくは代表者の変更又は団体の解散等の団体の運営等に係る重大な変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（個人情報の保護）

第15条 事業に従事する者は、事業実施により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、事業完了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、個人情報の取扱いについて適切な手続きを経るものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年) 月 日から施行する。